

令和元年 10月1日から

認可外保育施設等

3歳から5歳までの、幼稚園・保育所・認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ **無償化に際して、直接、市へ認定申請書等の提出が必要です。**

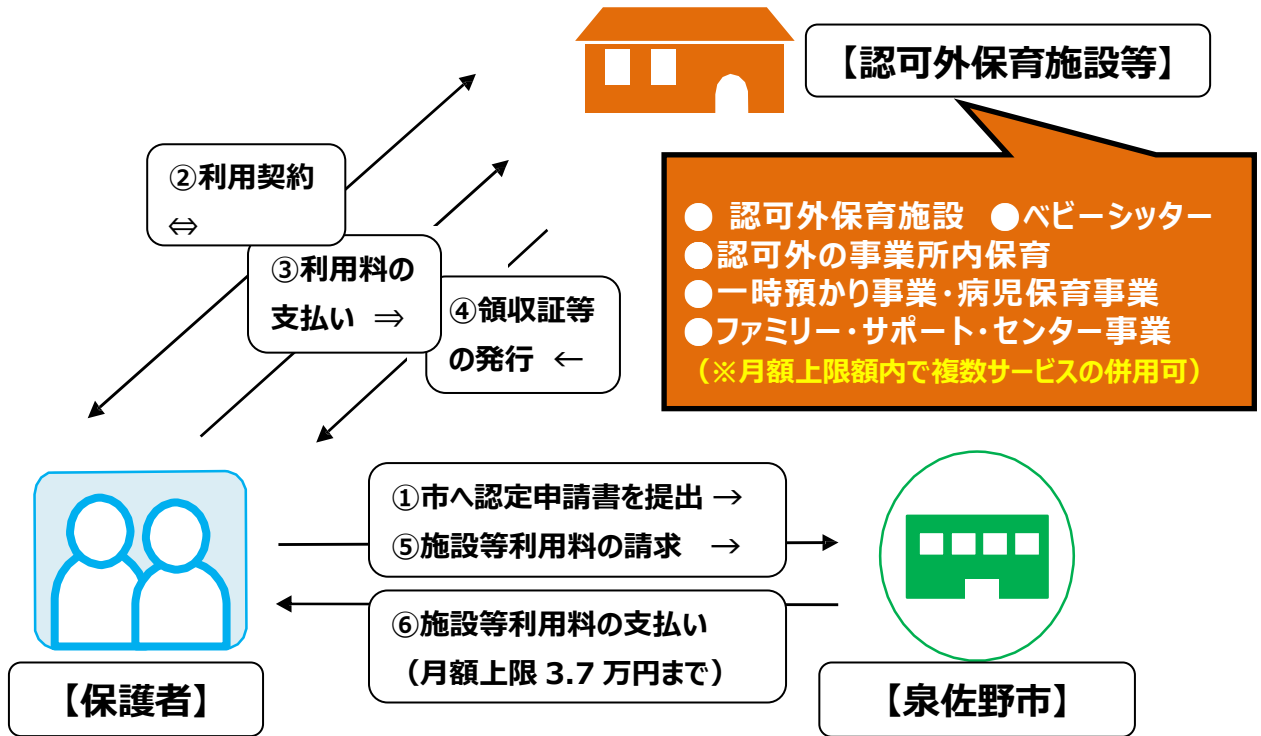
- 無償化の対象となるには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
※「**保育の必要性の認定**」は、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）に該当する場合に申請することで受けることができます。
- **認可保育所、預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園などを利用していない子どもたちの利用料が、次の月額上限額まで無償化されます。**

■ 3歳児クラス～小学校就学前の子どもたち……月額上限額 37,000円

■ 住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラス……月額上限額 42,000円

- **給食費・行事費・通園バス使用料などは無償化の対象外で保護者負担となります。**

【基本的な手続きのイメージ】



問い合わせ先：泉佐野市 こども部 子育て支援課 保育係
TEL：072-463-1212（内線 2382～2383）